破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１３号
福岡市東区三苫１丁目14番12号、開始決定時の住所福岡市東区三苫２丁目11番12号
破産者　庄島　克己
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第１５３１号
北海道石狩郡当別町字茂平沢3061番地359、申立時の住所札幌市東区北23条東４―３―22パレス234―101号室
破産者　石井　　豊
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６８０８号
大阪府門真市深田町11番６号
破産者　伏見　　修
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６５号
北海道石狩市親船東１条２丁目68番地
破産者　長内　裕一
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０４８号
札幌市北区北36条西２丁目１番６―206号
破産者　高村　秀明
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７０９号
仙台市青葉区北根黒松18番17―401号、開始決定時の住所仙台市青葉区上杉４丁目３番49号
破産者　高橋　和可
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２２０号
静岡県沼津市本字松下七反田909番地の10
破産者　依田　雄一
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１５号
山口県宇部市昭和町４丁目８番28―302号、開始決定時の住所山口県山口市小郡下郷240―18　215号室
破産者　秀　　保昌
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３７号
広島県安芸高田市甲田町高田原1371番地16、前住所広島県安芸高田市甲田町高田原2240番地14
破産者　迫田　　晃
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第１２３８号
福岡市早良区星の原団地31番302号、前住所福岡市東区箱崎５丁目10番14―302号
破産者　中村　勝幸
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０１１号
福岡市早良区弥生２丁目３番７―406号、前住所福岡市早良区昭代１丁目19番21―205号
破産者　井手上栄子
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１１８号
福岡県春日市上白水２丁目72番地
破産者　古賀　克代
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３４１５号
神奈川県高座郡寒川町一之宮９丁目25番31―205号
破産者　石井　教之
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７２号
新潟県長岡市栃尾原町３丁目２番12号
破産者　三澤　直子
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２００号
長野県上水内郡飯綱町大字芋川1298番地
破産者　外山　和子
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２７号
静岡市清水区向田町６番13号
破産者　大場　六治
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４２８号
静岡市清水区有東坂２丁目367番地の９
破産者　松田　五郎
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部